

# 合川庁舎清掃及び衛生害虫駆除業務 仕様書

(仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、合川庁舎清掃及び衛生害虫駆除業務を委託する場合に適用する。

(業務場所の所在地及び名称)

第2条 受託者が業務を履行する業務場所の所在地及び名称は次のとおりとする。

名称	所在地
合川庁舎	久留米市合川町2190番地3

(概要)

第3条 本業務は、上記場所内の清掃業務を行うものである。

(委託期間)

第4条 業務を委託する期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務の内容)

第5条 委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、詳細については、設計書および別紙作業要領に基づき行うものとする。

(1) 清掃作業

清掃作業は、下記の区分に従い実施するものとする。

① 日常清掃

週単位で日常的に行う清掃作業をいう。

② 定期清掃

月単位または年に数回、定期的に行う清掃作業をいう。

(2) 害虫駆除

ゴキブリ等の害虫を必要に応じた薬剤等を使用して駆除するものとする。

(3) 消耗品の補充

流し・洗面台・浴室・便所内の石鹸、トイレットペーパー等の衛生品の有無を随時点検し、使用に不便のないよう補充するものとする。

(4) 一般廃棄物の処理

清掃により生じた一般廃棄物及び企業局の業務上生じた一般廃棄物については、一般廃棄物として久留米市指定の事業系ごみ袋に入れ、処理するものとする。なお、ごみの運搬については久留米市の一般廃棄物収集運搬許可業者により行うものとし、受託者が許可業者でない場合には、受託者と許可業者による収集運搬契約を締結し、その写しを担当職員に提出すること。

また、紙屑等の中から廃棄物でない書類を発見したときは、直ちに担当職員に連絡し指示を受けるものとする。

(5) その他廃棄物（産業廃棄物を除く。）の処分

清掃及び企業局の業務上生じた（４）以外の廃棄物（産業廃棄物を除く。）については、廃棄物の種別に応じて適切に処分すること。ただし、産業廃棄物に該当する物の処分については、本件業務に含まないものとする。

（業務の遂行）

第 6 条 受託者は、受託場所及びその構内の美観保持について契約書、仕様書及び作業要領に基づき、信義を重んじ善良な管理者の注意をもって誠実に受託業務を遂行しなければならない。

（作業員の配置等）

第 7 条 業務に従事する作業員の配置等に当たっては、次のとおりとする。

（１）作業員の配置

作業員の配置にあたっては、経験豊かな者を選ぶとともに、教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序の維持に努めるものとする。

（２）作業責任者の選任

受託者は、業務の総括及び指揮監督その他一切の事項を処理する作業責任者（以下「責任者」という。） 1 名を選任するものとする。

（３）作業員等の服務

作業員は、受託者社名入りの統一した作業服を着用するものとし、事故防止、機密保持、その他の執務規則を厳守するとともに、常に言語、態度に配慮し、職員、来庁者に不快の念を与えないようにしなければならない。

2 業務に従事する作業員及び作業責任者の氏名、住所、電話番号等を記載した名簿を、契約締結後、速やかに提出するものとする。また、異動があったときも同様とする。

（作業実施時間）

第 8 条 作業実施日および時間は次のとおりとする。

（１）日常清掃

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日における午前中までに完了し、その後は適宜巡回清掃し、常に美観の保持に努めなければならない。

（２）定期清掃、害虫駆除

原則として閉庁日に行うこと。ただし合川庁舎 1 階「上下水道料金センター」は休日開庁を行うため、担当職員等の指示に従い業務に支障がない範囲で作業を実施すること。

（作業実施予定）

第 9 条 受託者は定期清掃の年間作業実施予定表を月単位で作成し、4月21日までに担当職員へ提出し、承認を得ること。また、毎月の作業実施日が決定したら、前月の25日までに定期清掃実施計画書を担当職員へ提出し、承認を得ること。なお、担当職員より年間作業実施予定表、定期清掃実施計画書内容の変更指示を受けた場合には、予定、計画を変更するものとする。

2 受託者の都合により、年間作業実施予定表、定期清掃実施計画書の内容に変更を生じた場合には、速やかに担当職員へ報告すること。

(作業実施報告)

第 10 条 受託者は、毎月の委託業務完了後、業務完了報告書を作成し、作業員から提出された作業日報を添付し、毎月 10 日までに担当職員へ提出しなければならない。また、作業内容について、担当職員から報告を求められた場合には、速やかに報告を行うものとする。

(業務の手直し)

第 11 条 委託者は、業務実施が契約書及び仕様書に適合していないと認めるときには、業務の手直しを命ずることができる。

(業務履行に必要な費用負担)

第 12 条 業務に必要な機械器具、消耗品、作業服などは、受託者の負担とする。ただし、業務履行に直接必要な、合川庁舎における水道光熱費については委託者の負担とする。

2 市指定の事業所用ごみ袋、汚物袋、石鹼、トイレットペーパー、消臭剤、害虫駆除用薬品類及びその他消耗品は、本業務の委託料に含むものとし、受託者の負担とする。

(機械器具・薬品の指定)

第 13 条 業務に使用する機械機器、薬品、水性ワックス等は建築物の構造機能及びその材質を破損又は変質させないような品質良好なものとする。

第 14 条 業務を実施するために使用する材料、機器等は建築物の構造機能及びその材質を破損又は変質させないような品質良好なものとする。

第 15 条 作業員は、庁舎設備機器、備品等の破損箇所を発見したときは、直ちに担当職員に報告しなければならない。

(委託料の支払方法)

第 16 条 受託者の業務完了報告を受けて委託者が業務の履行を確認した後、受託者は前月分の委託料を請求するものとし、委託者は請求書を受理して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(機密の保持)

第 17 条 受託者は、本業務の処理上知り得た一切の情報は機密扱いとし、これを第三者に開示してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(暴力団排除措置による解除)

第 18 条 委託者は、受託者（受託者が共同企業体又は組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。（以下「暴

対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

(4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であつて、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

(7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であつて、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

2 受託者は、委託者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受託者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(その他)

第19条 受託者は、本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

第20条 その他、本仕様書に定めのない事項については、担当職員の指示に従い業務を実施するものとする。